

平成 25 年 11 月 22 日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目 1 番 28 号
虎ノ門タワーズオフィス
フィンテック グローバル株式会社
代表取締役社長 玉 井 信 光
(コード番号：8789 東証マザーズ)
問合せ先：取締役 執行役員 経営管理部長
鷲本 晴 吾
電 話 番 号 : (0 3) 5 7 3 3 - 2 1 2 1

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更 並びに配当予想の修正に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更並びに配当予想の修正について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)の趣旨を鑑み、当社株式の分割を実施するとともに、単元株制度を採用するものであります。また、これにあわせて定款の一部を変更いたします。

なお、本株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年3月31日(月曜日)最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき、100株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

平成26年3月31日(月曜日)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。

- | | |
|-------------------|--------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数 | 1,209,243株 |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | 119,715,057株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式数 | 120,924,300株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数 | 308,400,000株 |

(注) 上記①②③は、現時点の発行済株式総数を基準にした株式数であり、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

(3) 株式分割の日程

- | | |
|----------|---------------|
| ① 基準日公告日 | 平成26年3月13日(木) |
| ② 基準日 | 平成26年3月31日(月) |

③ 効力発生日

平成 26 年 4 月 1 日（火）

(4) 新株予約権行使価額等の調整

本株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の 1 株当たりの行使価額を、平成 26 年 4 月 1 日以降、以下の通り調整いたします。また、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は 100 倍となります。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第 1 回新株予約権	平成 16 年 12 月 1 日	5,334 円	54 円
第 2 回新株予約権	平成 16 年 12 月 14 日	5,334 円	54 円
第 3 回新株予約権	平成 17 年 12 月 2 日	14,667 円	147 円
第 6 回新株予約権	平成 20 年 12 月 19 日	2,695 円	27 円
第 7 回新株予約権	平成 21 年 12 月 18 日	3,220 円	33 円
第 8 回新株予約権	平成 22 年 12 月 21 日	4,100 円	41 円
第 9 回新株予約権	平成 23 年 12 月 21 日	3,199 円	32 円
第 10 回新株予約権	平成 24 年 12 月 21 日	2,920 円	30 円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記の株式分割の効力発生日である平成 26 年 4 月 1 日（火）をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 26 年 4 月 1 日（火）

(ご参考)

上記の単元株制度の採用に伴い、平成 26 年 3 月 27 日（木）をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記の株式分割の実施及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 26 年 4 月 1 日付をもって当社定款の一部について所要の変更いたします。

- ① 当社の発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。
- ③ 上記変更に伴い、現行定款第 7 条以下の条文番数を繰り下げいたします。
- ④ 第 6 条の変更、第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び同第 2 条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>308万4,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3億840万株</u>とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第8条～第43条 (現行通り)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条 (発行可能株式総数) の変更および第7条 (単元株式数) の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げは、平成26年4月1日をもってその効力を生じる。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、前条の効力発生日をもってこれを削除するものとする。</u></p>

(3) 変更の日程

定款変更の効力発生日

平成26年4月1日 (火)

5. 配当予想の修正

上記株式分割に伴い、株式分割後となる平成26年9月期の配当予想につきまして、平成25年11月14日公表の「平成25年9月期 決算短信[日本基準] (連結)」に記載した1株当たり配当予想を、以下の通り修正いたします。

※本件は上記株式分割に伴う配当予想の修正であり、平成25年11月14日公表の配当予想に実質的な変更はありません。

	年間配当金		
	第2四半期末	期 末	合 計
前 回 予 想 (平成25年11月14日発表)	0円	50円	50円
今 回 修 正 予 想	0円	0円50銭	0円50銭
前 期 実 績 (平成25年9月期)	0円	50円	50円

以 上